平成２９年度税制及び税務行政
の改正に関する意見書

平成28年３月17日

東京税理士会

平成２９年度税制及び税務行政の改正に関する意見書

今後の税制改革　消費税の軽減税率＆インボイス制度＝高所得者層の負担軽減＋事業者の事務負担増加＋免税事業者の排除＋逸失税収が多額＋線引きが困難∴単一税率を維持し、給付付き税額控除制度の導入！

重　　要　　な　　改　　正　　要　　望　　事　　項

【一．所得税及び法人税に関する事項】

１．公的年金等受給者が受ける公的年金等控除の見直しを図ること
２．所得控除全体の見直しを行い、その中でも人的控除については税額控除制度等へ移行すること
３．役員給与の損金不算入規定の見直しを図ること　～役員給与を引下げた場合の損金算入～

【二．消費税に関する事項】

４．基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること
５．簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること

【三．地方税に関する事項】

６．外形標準課税は中小企業には導入しないこと

その他の改正要望事項

【一．所得税及び法人税に関する事項】

１．業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること
２．報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度を不適用とすること
３．個人である白色申告者の純損失の繰越控除等の期間を５年にすること
４．経済的利益に対する給与課税の適正化を図ること
５．事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例等の規定は廃止すること
６．青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を法人とあわせ 10 年とすること
７．所得控除における雑損控除の順序の取扱いを見直すこと
８．不動産所得に係る損益通算制度の特例は廃止すること
９．競馬、競輪等の公営競技に係る払戻金について、運営事業者が払戻金受取者の税金相当額を納付する方式に改めること
10．退職所得課税の見直しを図ること
11．一括償却資産の損金算入制度等の廃止及び少額減価償却資産等の一時損金算入限度額を引き上げること（30 万円未満）
12．金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること
13．交際費課税は実態に適合した課税対象の範囲とすること
14．特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること
15．外国子会社合算税制の適用対象者の要件を見直すこと
16．パテントボックス税制を導入すること
17．中小法人の判定基準の見直しを行うこと

【二．消費税に関する事項】

18．中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること

【三．相続税及び贈与税に関する事項】

19．相続税の課税方式を法定相続分方式から遺産取得課税方式に変更すること
20．二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の取扱いについて、構造上区分されている１棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）で区分所有登記されているものに係る小規模宅地等の減額の特例の適用について見直しを行うこと
21．小規模宅地等の区分に被相続人と三世代同居等親族が取得する場合の「生前同居居住用宅地等である小規模宅地等」を追加し、相続税の課税価格に算入すべき価額は同居期間に応じ 100 分の 20 未満の割合とすること
22．金銭による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること
23．財産評価の基本的事項を法律に規定するとともに、公正な評価が行われるよう、その方法及び手続を法定するなど整備をすること。また、その整備前であっても、現行の財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、貸付金債権の評価、取引相場のない株式の評価などの見直しを図ること
24．非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件を緩和すること
25．相続時精算課税制度の見直しを図ること　～評価の特例等
26．相続税の更正の請求に関する特則事由の見直しを図ること
27．相続財産に関する費用は相続税の課税財産から控除すること

【四．その他国税に関する事項】

28．印紙税を廃止すること

【五．地方税に関する事項】

29．少額配当に係る非課税措置を復活すること
30．個人事業税について青色申告特別控除を認め事業主控除額を引き上げること。また、対象事業の見直しを図ること
31．不動産取得税の課税要件の見直しを図ること
32．固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また 30 万円未満の少額資産を課税対象から除外すること
33．土地、家屋の評価方法の見直しを図ること
34．減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること

【六．納税環境整備に関する事項】

35．マイナンバー制度に関する事項
36．国税通則法第１条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し、納税者権利憲章を制定すること
37．税務調査手続に関する事項
38．「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すること
39．申告書等の閲覧時のコピーの交付等を認めること

【 目　次 】

Ⅰ．意見書の基本的な考え方

1．意見書作成にあたって　・・・　1

2．あるべき税制構築のための基本理念　・・・　1
（1）公平性に配慮した税制　・・・　1
（2）透明性に配慮した税制　・・・　1
（3）国民の理解と納得が得られる税制　・・・　2
（4）遡及立法の禁止　・・・　2

Ⅱ．今後の税制改革について

1．消費課税について　・・・　2
（1）代替財源について　・・・　2
（2）対象品目について　・・・　2
（3）適格請求書等の制度について　・・・　3

2．所得課税について　・・・　3
（1）働き方の選択に対する中立性の確保等　・・・　3
（2）富の再分配機能の復活　・・・　3
（3）三世代同居に対応したリフォームに係る特例の導入　・・・　3

3．法人課税について　・・・　4
（1）法人実効税率の引下げと課税ベース拡大等　・・・　4
（2）円安政策による利益の再分配　・・・　4
（3）地方創生及び中小企業の再生　・・・　4

4．資産課税について　・・・　4
（1）相続税の課税方式の見直し　・・・　4
（2）取引相場のない株式の評価　・・・　5

5．地方税について　・・・　5
（1）地方法人課税の偏在是正　・・・　5
（2）地域の中小企業による設備投資の支援　・・・　5

6．国際課税について　・・・　5

7．納税環境整備について　・・・　6
（1）マイナンバー記載不要の書類について　・・・　6
（2）マイナポータルについて　・・・　6
（3）預金保険機構等について　・・・　6

Ⅲ．重要な改正要望事項

１．公的年金等受給者が受ける公的年金等控除の見直しを図ること。 ・・・ 7

２．所得控除全体の見直しを行い、その中でも人的控除については、マイナンバー制度を活用し、税額控除制度等へ移行すること。また、人的控除以外の所得控除については、その必要性を見直すこと。 ・・・ 7

３．役員給与の損金不算入規定の見直しを図ること。 ・・・ 8

４．基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること。 ・・・ 8

５．簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。 ・・・ 9

６．外形標準課税は中小企業には導入しないこと。 ・・・ 9

Ⅳ．改正要望事項

【一．所得税及び法人税に関する事項】

１．業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。 ・・・ 10

２．報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度を不適用とすること。 ・・・ 10

３．個人である白色申告者の純損失及び雑損失並びに上場株式等の譲渡損失の繰越控除の期間を５年にすること。 ・・・ 11

４．経済的利益に対する給与課税の適正化を図ること。 ・・・ 11

５．事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例及び事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の規定は廃止すること。 ・・・ 11

６．青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を法人とあわせ10年とすること。 ・・・ 11

７．所得控除における雑損控除の順序の取扱いを見直すこと。 ・・・ 12

８．不動産所得に係る損益通算制度の特例は廃止すること。 ・・・ 12

９．競馬、競輪等の公営競技に係る払戻金について、運営事業者が払戻金受取者の税金相当額を納税する方式に改めること。 ・・・ 12

10. 退職所得課税の見直しを図ること。 ・・・ 13

11. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。・・・ 13

12. 金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること。 ・・・ 13

13. 交際費課税について、実態に適合した課税対象の範囲となる様に改善整備を図ること。 ・・・ 14

14. 特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること。 ・・・ 14

15. 外国子会社合算税制の適用対象者の要件を見直すこと。 ・・・ 14

16. パテントボックス税制(知的財産優遇税制)を導入すること。(新規要望)・・・ 15

17. 中小法人の判定基準の見直しを行うこと。(新規要望) ・・・ 15

【二. 消費税に関する事項】

18. 中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること。 ・・・ 15

【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

19. 相続税の課税方式を法定相続分方式から遺産取得課税方式に変更すること。(新規要望) ・・・ 16

20. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の取扱いについて、構造上区分されている1棟の建物(集合住宅(マンション等)を除く)で区分所有登記されているものに係る小規模宅地等の減額の特例の適用について見直しを行うこと。 ・・・ 16

21. 小規模宅地等の区分に被相続人と生前中に一定期間同居していた親族(いわゆる三世代同居等親族)が取得する場合の「生前同居居住用宅地等である小規模宅地等」を追加し、相続税の課税価格に算入すべき価額は同居期間に応じ100分の20未満の割合とすること。 ・・・ 18

22. 金銭による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。 ・・・ 18

23. 財産評価の基本的事項を法律に規定するとともに、公正な評価が行われるよう、税理士等の専門家の意見を幅広く聴取した上で、その方法及び手続を法定するなど整備をすること。また、その整備前であっても、現行の財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。 ・・・ 18

（1）貸付金債権の評価 ・・・ 19
（2）取引相場のない株式の評価 ・・・ 19

24. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の事項を見直すこと。 ・・・ 20
（1）資産保有型会社の判定時期を現行の期間判定から、年に一度設定される報告基準日において判定する制度に改めること。 ・・・ 20
（2）資産保有型会社の判定における割合算定方法を見直すこと。 ・・・ 20
（3）贈与税の納税猶予が打切りとなった場合に、相続時精算課税制度の選択を可能とすること。 ・・・ 21

25. 相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。 ・・・ 21
（1）特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産２回課税を排除すること。 ・・・ 21
（2）相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。 ・・・ 21

26. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後５年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。 ・・・ 22

27. 相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除することとすること。 ・・・ 22

【四. その他国税に関する事項】

28. 印紙税を廃止すること。 ・・・ 22

【五. 地方税に関する事項】

29. 少額配当に係る非課税措置を復活すること。 ・・・ 23

30. 個人事業税について青色申告特別控除を認め事業主控除額を引き上げること。また、対象事業の見直しを図ること。 ・・・ 23

31. 不動産取得税の課税要件の見直しを図ること。 ・・・ 23

32. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また、30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。 ・・・ 24

33. 土地、家屋の評価方法の見直しを図ること。 ・・・ 24

34. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること。 ・・・ 24

【六. 納税環境整備に関する事項】

35. マイナンバー制度に関する事項 ・・・ 25

（1）マイナンバーの記載誤りについて、補正制度を導入すること。 ・・・ 25

（2）マイナンバー制度に関係する命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。 ・・・ 25

（3）法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。（新規要望） ・・・ 25

（4）税務代理人による本人確認は、税務代理人が提供先に対してするのではなく、税務代理人が本人に対してすれば足りることとすること。（新規要望） ・・・ 25

36. 国税通則法第１条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 ・・・ 26

37. 税務調査手続に関する事項

（1）反面調査の通知義務及び制限規定を定めること。 ・・・ 26

（2）事前通知を要しない調査であった場合における当該理由の通知規定を定めること。 ・・・ 27

38. 「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すること。 ・・・ 27

39. 申告書等の閲覧時のコピーの交付等を認めること。 ・・・ 27

Ⅰ．意見書の基本的な考え方

１．意見書作成にあたって

本会は、平成29年度税制改正に関する要望事項の収集のため、本会関係役員及び支部関係役員等より意見を聴取し、また本会調査研究部から各支部法対策委員会等に対して任意による意見の提出依頼を行った。その結果、当該税制改正に係る要望事項について、156件の意見が提出されている。

本意見書は、これらの意見要望を参考とし、かつ、これまで本会が作成した税制改正に関する意見書及び日本税理士会連合会の税制改正に関する建議書等を比較検討して、支部長会の協議及び理事会の議決を経て取りまとめたものである。

２．あるべき税制構築のための基本理念

租税には、国や地方公共団体などの公共部門の活動を維持するための財源として、金銭その他の財貨を法律に従い、強制的に徴収する機能を有している。

財源調達機能という租税の直接的な目的を達成するためには、景気回復などの経済政策、少子高齢社会の対応、所得再分配などの社会環境に即応する様々な政策を考慮しつつ、その時代に適した税制を構築していかなければならない。現在では、雇用や医療・年金・介護などの社会保障費が急激に増加し、深刻な財源不足に陥っている。財政の健全化を推進するには、所得課税だけでは賄いきれるものではなく、所得・消費・資産のバランスよい課税を行っていくことが必要である。また、財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要がある。しかし、単式簿記の現金主義会計では財政状態の適正な把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るためには、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。

経済のグローバル化が急速に進展し、我が国の企業も、自国の市場経済だけでなく、世界的な市場経済をも見据え経済活動を行っており、法人所得課税においては、我が国企業の国際競争力を削ぐことのないように配慮すべきである。

そして、企業の経済活動に関わる税制の検討は公平性や中立性を尊重すべきであり、租税特別措置に見られる特定業種の保護政策は必要最小限に留める必要がある。

そこであるべき税制の具体化にあたっては、下記の視点に十分配慮し、税制の構築が行われるべきである。

（１）公平性に配慮した税制

租税は、負担能力に応じて公平に配分されるべきである。公平の原則で留意すべき点は、水平的公平や垂直的公平とともに近代においては世代間の公平も考慮していく必要がある。

（２）透明性に配慮した税制

税制は、国民生活、経済活動、さらには社会制度そのもののあり方に密接に関係するものであり、税に対する信頼性を確保するために、広く国民の意見を吸い上げるとともに、立法過程や税務行政についても透明性を高めていかなければならない。

（３）国民の理解と納得が得られる税制

申告納税制度の下では、納税者自らが課税標準及び税額を計算して申告を行うので、租税制度は納税者の権利についても十分考慮し、誰にでも理解できる簡素で納得の得られるものでなければならない。

（４）遡及立法の禁止

租税法律主義における予測可能性や法的安定性を害されることがないよう、租税法規不遡及の原則に従い、税制改正に伴う遡及適用を行ってはならない。

Ⅱ．今後の税制改革について

「平成 28 年度税制改正大綱」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）により公表された改正案の主要項目について、意見を付しておくこととする。

１．消費課税について

本会は、消費税の軽減税率制度について、①代替財源の確保、②適用対象品目の限定の困難性、③低所得者層の負担軽減効果が限定的で、高所得者層にもより多くの負担軽減が及ぶこと、④事業者の事務負担の増加などから、従来から強く反対しており、単一税率維持と給付による低所得者対策を奨励する立場は変わらないことを冒頭に述べておく。

（１）代替財源について

大綱では、軽減税率導入による減収分を、平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を行い、税制の構造改革と社会保障制度改革等に必要な措置を講じて安定的な恒久財源を確保するとしている。しかし、税制抜本改革法第７条において、軽減税率の導入については、財源の問題、適用範囲の限定、中小事業者の事務負担等に対する様々な角度から総合的に検討すべきと規定されていた。したがって、軽減税率の導入の是非は、法案成立以前に代替財源を含め充分な検討を行い判断されるべきである。

また、消費税への軽減税率の導入は、財政健全化と税収確保の観点から、標準税率引上げの圧力が高まる懸念がある。標準税率の引上げは、消費者・事業者双方にとって深刻な影響を及ぼすことであるので、安易な引上げが行われないよう今後の動向を注視したい。

（２）対象品目について

軽減税率の対象品目は、「酒類及び外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞」とされ、「書籍・雑誌」については引き続き検討するとされている。しかし、対象品目をこれ以上拡げることには反対するとともに、低所得者対策としての新聞を対象品目とする必要性についても再検討を要望したい。

また、飲食料品のうち軽減税率の適用対象外となる「外食サービスとして提供を受けるもの」及び「一体商品」は、定義が難しく多くの限界事例の類型化が重要となる。しかし、事業者においては軽減税率の対象外取引を軽減税率の対象取引に変更する販売活動が予想され、その都度、定義の再構築と限界事例の再検討が必要となり、軽減税率の適否に関

する係争の発生による徴税コストの増加が懸念される。また、外食産業などの軽減対象外の業種では､軽減対象の弁当販売業などの業種との価格競争の観点から消費税の転嫁が難しくなる可能性がある。

（３）適格請求書等の制度について

消費税導入後、複数の税率が併存する期間においても、帳簿及び請求書等保存方式により問題なく消費税の実務が行われてきた。軽減税率の導入後、適格請求書等の制度がなくとも、請求書等の適用税率の区分表示などの記載内容の整備によって、請求書等保存方式による消費税の適正な申告は可能である。また、原則的に仕入先等の納税額を仕入税額控除の対象とする適格請求書等の制度は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除されることになるため導入に反対する。

２．所得課税について

（１）働き方の選択に対する中立性の確保等

中小企業における人材不足は全国的に深刻な問題であり、少子高齢化による生産人口の減少が景気回復の阻害要因にならないために、働く意欲のある女性や高齢者が活躍できるような「一億総活躍社会」を作り上げていくことが重要である。

そのためには、子育て支援や介護離職を抑制する社会環境の整備と働き方の選択に対して中立的な税制の構築が緊急の課題である。中立的な税制の構築のため、健康保険の扶養基準の段階的な調整措置の創設や所得税における配偶者控除の見直しなどの検討が必要である。配偶者控除の見直しについては、控除の適用実態、夫婦のあり方、社会経済の変化などを踏まえ総合的に判断しなければならない。

（２）富の再分配機能の復活

非正規雇用の増加や社会保障費の負担の増加から、若年層の貧困率が高くなっている。その結果、結婚や出産が難しくなり、少子化に拍車をかけている。また、現行の所得税は、不動産等の譲渡所得及び金融資産に係る所得については比例税率が適用されるため、比例税率の適用所得のウエイトが高い納税者の超過累進構造による所得再分配機能が低下している。その結果、所得や資産の格差拡大からジニ係数が高まっており、所得の再分配機能が有効に機能するように高所得者に有利になっている所得控除の見直し、金融一体課税の推進を前提に金融所得に対する複数税率の採用など所得税の改革を行わなければならない。

（３）三世代同居に対応したリフォームに係る特例の導入

子育てや介護については、国に頼るいわゆる「公助」と家族単位で助け合う「自助」という分類があるが、社会保障費が増大している現状においては､「自助」を基本に検討していくべきと考える。

例えば、三世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合に適用を受けることができる税額控除制度は、少子化の要因である出産・子育てへの不安や負担の緩和の観点から、祖父母との同居を希望する者が三世代同居の希望を実現できるような環境整備を図るうえで必

要な措置であり、評価したい。

また、三世代同居に係る相続税の優遇措置により、要介護となった親に対して家族内での介護を実現することで家族単位での連続した自助が実現されることにもつながる。

３．法人課税について

（１）法人実効税率の引下げと課税ベース拡大等

法人実効税率の引下げは、「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減することで、前向きな投資や継続的、積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すものであり、日本企業の海外移転の抑制や、海外企業の日本進出による雇用拡大が期待され、国内産業の空洞化に歯止めをかけるという視点からも有効な経済政策である。しかし、減税分の財源を法人税の課税ベースの拡大によって賄うには、赤字法人や利益の少ない法人に対して減税効果以上に加重な負担を求めることになる。そのため、課税ベースの拡大を行う際には、適用時期、適用対象法人、拡大手法及び他の税目による調達を含めた慎重な検討が必要である。

（２）円安政策による利益の再分配

大胆な金融緩和による円安政策により、輸入原材料等が上昇し、その原材料等の値上り分を販売価格に転嫁できない中小企業の利益が圧迫され、輸入食料品等の値上りは家計の負担も増加させている。一方、輸出企業を中心に経常利益は過去最高水準となり、企業の内部留保は 350 兆円を超えたが、大企業の設備投資は伸び悩み、労働分配率も低下している。このような状況において国民の理解を得るためには、大企業に対して、設備投資、雇用拡大及び賃金引上げを求める政策を断行し、内部留保額を景気循環過程へ移行させ、景気の好循環を実現させなければならない。

（３）地方創生及び中小企業の再生

政府は、３年に及ぶアベノミクス政策により企業収益の拡大と雇用の増加、賃金上昇をその成果として掲げているが、現状では地方や中小企業において十分な景気回復が確認できる状況には至っていない。地方経済における中小企業の存在意義は、都市部に比べて相対的に高いため、中小企業の業績回復の遅れが地方経済に影響を及ぼしている。このような状況における中小企業への課税強化は、地方経済や中小企業の雇用の維持に悪影響をもたらす結果になるため、最小限に留めることを強く要望する。

４．資産課税について

（１）相続税の課税方式の見直し

相続税の課税方式には、遺産課税制度、遺産取得課税制度及び両者の併用方式があり、我が国の現行制度は併用方式である。併用方式は、昭和 33 年に遺産分割の習慣が定着していない状況下における仮装分割対策及び不可分な資産である農地等の円滑な承継対策として採用された。しかし、現在は、遺産分割の習慣が定着し、事業承継対策税制が整備され、併用方式を採用する意義が薄れている。更に、課税ベースの拡大と税率の引き上げという相続税の課税強化によって、より公平な税制の構築が求められている。現行

の相続税の課税方式は、同額の相続財産を取得した納税者間の税負担の公平が図れないことや小規模宅地等の特例や農地の納税猶予など事業等の継続と無関係な相続人にも特例による税額の減額効果が及ぶという問題があり、これらを解決するため遺産取得課税制度に改めることを種々の問題点に配慮しながら検討すべきである。

（２）取引相場のない株式の評価

与党の税制改正大綱では、「取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益、および純資産という比較要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う」としており、類似業種比準方式のあり方について問題提起がされている。市場性や換金性が乏しいにもかかわらず、ここ数年のアベノミクス政策の影響による上場株式の価格上昇の影響を受け、上場株式と比べてさらに割高な評価額となっている。このような割高な評価は、同族会社の経営者にとっては深刻な問題となっており、納税資金の問題と絡み事業承継が困難となる場合も生じるので、早急な改善を求めたい。具体的には評価額が安定する純資産価額をベースとした評価方式に改め、さらに、事業用不動産等の評価減、純資産価額自体の圧縮等の提言を行いたい。

５．地方税について

（１）地方法人課税の偏在是正

国及び地方公共団体は、生活に不可欠な公共サービスを提供しており、その提供に係る歳出の割合は国と地方で４対６であるのに対し、歳入の割合は逆に６対４である。さらに、国民への「健康で文化的な最低限度の生活」の保障は、国が担うべき責務である。このような理由から、地域間の税源偏在が存在していることは好ましくない。今般の大綱における法人地方税の拡大及び法人事業税の復元に伴い一定割合を市町村に交付するといった偏在性是正措置については、一定の評価をしたい。しかし、地方法人二税については、景気の影響を受けやすいので更なる検討が必要である。

（２）地域の中小企業による設備投資の支援

大綱では、地方経済の活性化に向けて地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、固定資産税の時限的な特別措置を創設するとしているが、一方、市町村財政を支える安定した基幹税であるとして償却資産に対する固定資産税の制度は堅持するとしている。しかし、中小企業などを支援する意味などからも時限的な特別措置よりも償却資産に係る固定資産税の廃止を視野に入れ、当面は免税点の引上げ、償却資産の対象資産の縮減などの見直しを要望する。

６．国際課税について

G20・OECD を中心に「BEPS プロジェクト」が推進され、平成 27 年 10 月に最終報告書が公表された。このプロジェクトは国際課税ルールを現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう再構築し、過度な租税回避行為を防止することを目的とするものである。

今後は、我が国でこのプロジェクトの 15 の具体的行動計画に示された各勧告に従って、

租税条約及び国内法の整備が行われていくこととなるが、新たな租税回避防止策が我が国の企業の通常の事業活動を阻害しないよう、また、事務負担が過大とならないよう十分な配慮が行われるかを注視したい。

７．納税環境整備について

（１）マイナンバー記載不要の書類について

マイナンバー制度については、平成28年１月から税務行政においても利用が開始されている。番号法では、特定個人情報の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置が規定され、その遵守のためには、個人情報保護委員会の定めるガイドラインに基づく特定個人情報の適正な取扱いを確保しなければいけない。また、番号法に基づく厳格な本人確認措置を講ずる必要もある。これらへの対応については、中小企業の事務負担が過度とならないように十分な配慮がされるべきである。その点、今回の大綱でマイナンバー記載不要の書類が拡大したことは評価できる。

（２）マイナポータルについて

平成29年から運用開始が予定されているマイナポータルについては、番号法附則第６条第５項及び第６項に規定されている情報提供等記録開示システムと現行の e-Tax 及び eLTAX 並びに民間企業等による電子私書箱などと連携することにより、行政機関へのワンストップサービスの徹底を図ることが政府で検討されている。この方向性はマイナンバー制度がもたらす納税者の利便性に資するものとして評価に値するので、実現を期待する。

（３）預金保険機構等について

平成27年９月の改正番号法（平成27年法律第65号）によって、預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、個人番号が利用されることとされ、これと併せて、国税通則法及び地方税法が改正され、国税及び地方税の税務調査で個人番号が付された預貯金情報を効率的に利用できるよう検索可能な状態で管理する義務を金融機関に対して課す措置が講じられた。本改正法では、預貯金者に告知義務は課されていないので、預貯金者へ番号の告知を強制するか否かについては各金融機関の判断に委ねられており、必ずしも既存の全ての預貯金口座に付番されることにはならない。税務調査のための金融機関への管理義務については、本改正の本来目的である預金保険等への利用に付加して課すものであり、費用対効果等の側面を十分に考慮しつつ慎重な制度設計がなされるべきである。

今後も、マイナンバーの制度設計にあたっては、行政事務の効率化だけでなく納税者利便の向上に資する観点が重視されなければならない。

Ⅲ．重要な改正要望事項

本意見書における重要な改正要望事項は、次のとおりである。

１．公的年金等受給者が受ける公的年金等控除の見直しを図ること。（所法 35④、措法 41 の 15 の３）（継続要望）

【意見及び理由】

少子高齢社会に伴い、高齢者の労働力が一層求められるなかで、給与所得を得ながら年金を受給する者の増加が想定されている。給与所得を得ながら年金を受給する者は、概算経費としての給与所得控除と他の所得との負担調整として設けられた公的年金等控除の両方の適用を受けており、給与所得控除のみが適用される現役世代や公的年金等控除のみが適用される給与所得のない高齢者との間に課税対象額に差が生じ、世代間格差や世代内格差が生じている。

そこで、給与課税等とのバランスを考慮して、公的年金等控除額の計算上、公的年金等と給与収入の合計額を基にみなし給与所得控除額を計算し、実際の給与所得控除額との差額を公的年金等控除額とし、給与所得を得ながら年金を受給する者にも現役世代並みの負担を求めるべきである。

ただし、65 歳以上の高齢者は所得稼得力が低下する状況に鑑み、公的年金等のみの高齢者や公的年金等と給与収入の合計が少ない高齢者への配慮から、公的年金等と給与収入の合計額が 340 万円以下の 65 歳以上の高齢者については、みなし給与所得控除額を 120 万円の定額控除（収入金額を控除額の限度）とすることで、現行の公的年金等控除の定額控除の 120 万円は維持すべきである。

２．所得控除全体の見直しを行い、その中でも人的控除については、マイナンバー制度を活用し、税額控除制度等へ移行すること。また、人的控除以外の所得控除については、その必要性を見直すこと。（所法 72～86）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

現行の所得控除制度は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であり、所得による格差が生じているのが実情である。基礎控除以外の人的控除については所得の多寡に関係なく一定額の負担の軽減効果がある税額控除制度に移行するとともに、マイナンバー制度を活用し、控除不足額を還付する「給付付き税額控除制度」等の導入を検討すべきである。

働き方の選択に対して中立的な税制を構築するため、配偶者控除及び配偶者特別控除については、本人の基礎控除を所得から控除しきれなかった場合には、その控除できなかった金額を基礎として配偶者の所得税額から一定額を控除する、いわゆる移転的基礎控除を構築すべきである。

また、寡夫で低所得の世帯が存在しているが、現在の寡婦（寡夫）控除は、寡夫単身世帯の状況を考慮しているとはいえないため、寡夫の要件及び控除額を見直すべきである。

３．役員給与の損金不算入規定の見直しを図ること。（法法 34）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

現行法における役員給与は、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ損金不算入、さらにそれらに該当する場合であっても、「不相当に高額」か「仮装・隠ぺい」によるものは損金不算入といういわば原則損金不算入という規定になっている。

その中でも、特に「定期同額給与」・「事前確定届出給与」という概念は、いわゆる社会通念上の報酬・賞与とは異なった税法固有の概念となっている。特に直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額に伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっていることである。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与を限定した上で別段の定めとする条文構造に見直すべきであるとともに、その内容も課税要件が明確かつ常識的なものにすべきである。

４．基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること。（消法９、45）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提に立ち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。実際に、届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

さらに、平成 33 年以降にインボイス制度が導入された場合には、インボイス発行権限のない免税事業者が取引から排除されるなど、課税事業者と免税事業者との間で、経済的な中立性が損なわれる懸念がある。

こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が１千万円以下の場合

には、売上げに対する消費税額と控除税額を同額とみなすことにより、申告・納付を不要とすることができる制度を創設すべきである。

５．簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。（消法37、37の２）（継続要望）

【意見及び理由】

簡易課税適用事業者が不意な設備投資をした場合に備え、事前提出が義務付けられている「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」について、当該届出書の提出日の属する課税期間からの原則計算への変更を認めるべきである。

（注）消費税法第37条の２（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められている。したがって、本件要望についても、届出制度の趣旨に反するものではない。

６．外形標準課税は中小企業には導入しないこと。（地法72の２①）（継続要望）

【意見及び理由】

事業税の外形標準課税は、事業に対する応益課税としての事業税の性格の明確化、都道府県の税収の安定的確保、さらに赤字法人に対する課税の適正化に資するため、資本金の額１億円超の法人に対して導入された。政府税制調査会では法人税改革が議論され、法人税率の引下げに伴う法人住民税の減収を補う財源として、中小企業に対する外形標準課税の導入が検討されている。しかし、中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。したがって、担税力の観点から外形標準課税を中小企業に導入すべきでない。

また、外形標準課税の課税標準の１つである付加価値割の大半は給与であり、中小企業は大企業と比較すると労働分配率が高いことから、中小企業に外形標準課税が導入された場合には、中小企業の雇用にも影響を及ぼすことになる。さらに、地方自治体における税の執行の問題や担税力のない欠損法人の経営を圧迫する問題、中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになる。また、東京都などの大都市の税収が一層増加することから、地域間格差がより拡大するおそれがある。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

Ⅳ. 改正要望事項

【一. 所得税及び法人税に関する事項】

１. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。（措法 31、32 等）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失の額はその法人の他の利益の金額と通算される。これに対し、個人が業務の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失は、その個人の他の所得とは損益通算されない。

法人・個人間の課税の公平を確保するという観点と譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。ただし、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与による節税策を回避するため、相続時精算課税により贈与された土地建物等に係る譲渡損失のうち一定のものは損益通算を認めないこととすべきである。

２. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度を不適用とすること。（復財法 28）（継続要望）

【意見及び理由】

復興財源確保法によって、復興財源の１つとして復興特別所得税（以下「付加税」という。）が課され、所得税の納税義務者はその納付義務を負い、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、①給与等に係る源泉所得税、②利子・配当等に係る源泉所得税、③報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、①の給与所得者の大半については年末調整制度があり、②の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、③の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10%（又は 20%）という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した 10.21%の現状では、支払者に多大な事務負担が課される結果となっている。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすい状況である。

確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を不適用とす

べきである。

３．個人である白色申告者の純損失及び雑損失並びに上場株式等の譲渡損失の繰越控除の期間を５年にすること。（所法 70、措法 37 の 12 の２）（継続要望･一部修正）

【意見及び理由】

現行法では、所得計算の期間を暦年としているが、担税力に応じた課税を行うためには、生涯所得の方がより課税の公平を確保できる。

したがって、損失を単一年で切り捨てせず、翌年以降に繰り越すことにより、多額の損失発生による担税力の減殺を救済することができる。

また、増額更正期間も５年とされているため、最低でも繰越控除期間を５年に延長すべきである。

４．経済的利益に対する給与課税の適正化を図ること。（所基通 36 関係）（継続要望）

【意見及び理由】

給与所得者に対する経済的利益の非課税制度は、20 年以上見直されていないものがほとんどであり、現実には一部の特定の者の優遇となっている。

特に住宅家賃については、一般相場から見るとその数分の１以下の少ない金額を徴収することにより課税が行われないという、隠れた給与所得が存在しているのが事実である。

納税者の公平性の面から考えても、それらの基準全体について見直すべきである。

５．事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例及び事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の規定は廃止すること。（所法 56、57）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の規定は、シャウプ勧告により、世帯単位課税を個人単位課税に変えた時に、要領のよい納税者に対する抜け道封じのためにできたもので、同じ趣旨の資産所得の合算課税制度は既に廃止されている。

個人単位課税に立脚した事実関係が証明できる場合には、小規模法人と同様に親族間における相当な対価として認められるものは必要経費として認めるべきである。

６．青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を法人とあわせ 10 年とすること。（所法 70、法法 57）（継続要望）

【意見及び理由】

平成 27 年度税制改正において、欠損金の繰越控除制度について、中小法人等を除き、控除限度額がその事業年度の所得金額の 50%相当額に制限された。これに伴い、その繰越期間

が 10 年間に延長された。

しかし、個人事業者及び中小法人を取り巻く長引く景気低迷の経済情勢からも、３年又は 10 年の繰越控除期間では欠損金を吸収できないことが多く、ゴーイングコンサーンの原則からみて、繰越控除期間は法人と合わせて 10 年とすべきである。

７．所得控除における雑損控除の順序の取扱いを見直すこと。（所法 87）（継続要望）

【意見及び理由】

東日本大震災による損害は増大であり、いまだに復興したとはいえない状況は続いている。したがって、蒙るダメージも大きく納税者の負担力を大きく阻害している。所得税法上、所得控除の順序として雑損控除が最初に控除されることになっている。これは、３年間の繰越控除が認められているためと考えられる。

しかし、震災からの迅速な復旧・復興を考慮すると、納税者の担税力低下の救済を第一に考えて、震災特例法上では他の所得控除をまず控除し、最後に雑損控除を適用することが相当である。

８．不動産所得に係る損益通算制度の特例は廃止すること。（措法 41 の４）（継続要望）

【意見及び理由】

この特例は不動産を借入金によって取得することにより、その利息が多額となり不動産所得に損失が生じ、損益通算の結果、所得が減少し、所得税額等の減少又は還付を受けることの節税対策に対するものとされている。

しかし、利息の負担により、資金が流出して課税対象所得が減少していることや、総合課税の観点から、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

この制度は、土地税制の緩和が求められている現状にはなじまない。

また、平成10年度の税制改正により、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されたことからも不公平であるので、早急に廃止すべきである。

９．競馬、競輪等の公営競技に係る払戻金について、運営事業者が払戻金受取者の税金相当額を納税する方式に改めること。（所法９）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

競馬や競輪の払戻金は、所得税法上、通常は一時所得とされる。一時所得に係る総収入金額が、その収入を得るために支出した金額及び特別控除額を超える場合には確定申告を要するが、現在はその多くが申告もれとなっていると推定され、課税の公平が損なわれている。したがって、宝くじと同様に、公営競技の運営者において、一定税率による税金相当額を支払う課税方法に変更すべきである。

10. 退職所得課税の見直しを図ること。（所法 30、89）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

退職所得は、労務の対価の後払いとしてのものであることから、課税上退職所得控除が設けられているうえ、課税対象を２分の１とする優遇措置が取られている。

特に一部の企業などでは、この課税方式を利用した給与部分を退職給与に振り替えるなどの過度の節税が行われているケースが見受けられる。

平成 24 年度税制改正において、役員等としての勤続年数が５年以下の役員等が支払いを受ける退職手当については、退職所得控除後の残額を２分の１とする措置が廃止されたが、根本的な見直しになっているとは言い難い。

そこで、退職給与課税については課税方式を全面的に見直し、一定の控除を認めたうえでＮ分Ｎ乗方式（退職金を在職期間で除した金額に基づき税額を算出し、それに在職年数を乗ずる方式）の導入を検討すべきである。

11. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。（所令 138、139、139 の２、法令 133、133 の２、134、措法 67 の５）（継続要望）

【意見及び理由】

10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の損金算入制度として一時損金算入は認められず、３年間で損金算入されることとされている。

また、取得価額 30 万円未満の減価償却資産のうち年間 300 万円までは、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金算入が認められている。

しかし、事務処理の簡便化、償却資産の多種多様化などの見地より、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきである。

また、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げるべきである。

12. 金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること。（法基通９－６－１～９－６－３）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

金銭債権の貸倒れは法人税法第 22 条第３項第３号に基づき計上される。それ以外に別段の定めはなく、通達（法人税法基本通達９－６－１～３）のみである。その金額は同条第４項により一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。しかし、貸倒損失について一般に公正妥当と認められる会計処理の基準として確立したものはないので、発生主義の原則により処理することになる。そのため実務では長年にわたり混乱が続いて

いる。そこで、貸倒損失の計上基準を法令化すべきである。

近年は裁判例も蓄積されてきているので、判例を基礎にしてその計上基準を法令で規定し明確化すべきである。判例は、債務者側の事情（債務者の資産状況、支払能力等）のみならず、債権者側の事情、経済的環境等（債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等）も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断すべきとしていることから、そのことを明確にする必要がある。

13. 交際費課税について、実態に適合した課税対象の範囲となる様に改善整備を図ること。（措法 61 の４）（継続要望）

【意見及び理由】

法人が支出した交際費等の額は、その支出に対して社会的な批判があるという理由から、原則としてその全額が損金の額に算入されないこととされている。

現行法上、規制の対象となる交際費等の範囲は、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」という極めて抽象的な定義であることから、実務上トラブルの生じることが多いのが実情である。

その中でも「得意先等に対する慶弔禍福の費用」については、社会通念上当然支払うべきものである上、社会的批判を受けるものでもないことから、通常要する金額であること及び帳簿等に一定の記載要件を付すことを条件として、税務上の交際費等から除外すべきである。

14. 特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること。（法法 67）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

特定同族会社の留保金課税は、法人の過剰留保に対して法人と個人の税負担を考慮して課税するものとして昭和 29 年に創設された制度である。

平成 19 年度の税制改正では、特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が１億円以下である会社が適用除外されることとなった。

しかし、導入当初と比べ所得税の最高税率も引き下げられ、法人税との税率の乖離が少なくなっていることから特定同族会社の留保金課税制度そのものを廃止すべきである。

15. 外国子会社合算税制の適用対象者の要件を見直すこと。（措法 40 の４、66 の６）（継続要望）

【意見及び理由】

外国子会社合算税制は、居住者及び内国法人が特定外国子会社等に対する出資割合が 10% 以上であるときに適用されるため、単に投資目的で出資を行った場合であっても適用対象となり得る。同制度の目的は税負担の回避を防止することであり、高利な配当のみを期待

しているような株主については適用すべきではない。
　したがって、本制度の適用対象から除外される株主は、株主総会の特別決議を単独で阻止することができない議決権割合30%以下の株主とするなど、適用されない株主の範囲を見直す必要がある。

16. パテントボックス税制（知的財産優遇税制）を導入すること。（新規要望）

【意見及び理由】
　BEPS の最終報告で知的財産開発費用と優遇税制の恩恵を受けることができる所得との関連性が確保できればパテントボックス税制は有害税制ではないとされ、パテントボックス税制の体系が示されたので、今後この税制を導入する国が増加すると考えられる。
　内国法人の研究開発拠点から超過収益力の源泉である知的財産権などの無形資産の国外移転を防止するとともに、国外からの誘致を促進させるためにもこの制度の導入が求められる。

17. 中小法人の判定基準の見直しを行うこと。（新規要望）

【意見及び理由】
　中小法人の優遇税制は資本金等が１億円以下の法人を対象としている。しかし、売上高や従業員数からみて、中小法人とはいえない企業が資本金等を１億円とし、中小法人の優遇税制の適用を受けている実態がある。そこで、中小法人の基準を資本金等が１億円以下であることに加えて、その他の基準として売上高、従業員数、総資産額等の過去の平均値を判定要素に加えるなど中小法人のより実態的な判定基準を創設し、中小法人といえない企業に対する適正な課税を行わなければならない。

【二. 消費税に関する事項】

18. 中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること。（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】
　任意の中間申告制度（消法 42⑧～⑪）は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると考えられる。
　そこで、この制度の普及を促進するために、次の①から③の項目について、改正を要望する。

①　中間申告義務の有無にかかわらず、１月中間申告や３月中間申告についても選択することができるようにすること。
（注１）還付加算金を目当てに前納することを防止するために、確定申告で中間申告納付額が還付となる場合には、従来の中間申告制度により義務付けられた中間申告納付

額を基に計算した還付加算金を超える部分の金額は、なかったものとみなす旨の規定を設ける。

（注２）３月中間申告の適用対象事業者が、６月中間申告を選択することは認められない。また、１月中間申告の適用対象事業者が、３月中間申告又は６月中間申告を選択することは認められない。

② 前納報奨金制度を設けることにより、納税者の積極的な中間申告制度の活用を促すこと。

③ 任意の中間申告制度についても、通常の中間申告と同様に「みなし申告制度」を設けること。

【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

19. 相続税の課税方式を法定相続分方式から遺産取得課税方式に変更すること。（相法 15、16、17 他）（新規要望）

【意見及び理由】

現行の相続税の課税方式は、以下のような問題点があり、平成 27 年から基礎控除が4割縮減され、最高税率が引き上げられたところから、なお一層この問題点の解消が急務である。

① 均分相続をした場合と１人の子供が全財産を相続した場合の税負担が同一というのは、累進相続税のもと、相続人間の垂直的公平に問題がある。

② 同じ金額の財産を相続した人びとの税負担が、遺産総額により異なるというのは、水平的公平に問題がある。

③ ある相続人の申告漏れが他の相続人にも影響を及ぼす弊害がある。

④ 小規模宅地等の特例や農地の納税猶予など事業等の継続と無関係な相続人にも特例効果が及ぶ問題がある。

⑤ 第三者に遺贈がある場合に、その第三者が相続財産の全容を調査することは困難で、適正な相続税の申告をすることができない問題がある。

そこで、基礎控除額や税率の設定、配偶者控除のあり方及び未分割財産に対する課税方法などを十分議論したうえで、上記問題点を解消することができ、相続税の負担の公平を図ることができる取得者課税方式を採用すべきである。

なお、長年慣れ親しんだ現行制度から変更する抵抗感や遺産分割のあり方が変わる可能性などに十分配慮する必要がある。

20. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の取扱いについて、構造上区分されている１棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）で区分所有登記されているものに係る小規模宅地等の減額の特例の適用について見直しを行うこと。（措法 69 の４ ③二イ、措令 40 の２④⑩）（継続要望）

【意見及び理由】

構造上区分されている１棟の建物の内容について登記の形態により取扱いが異なるため登記の形態による取扱いの差異を解消すべきである。措置法施行令第40条の２第10項において措置法第69条の４第３項第２号イに規定する政令で定める部分は、「被相続人の居住の用に供されていた１棟の建物が建物の区分所有等に関する法律第１条の規定に該当する建物である場合には、当該被相続人の居住の用に供されていた部分」とされたため、構造上区分されている１棟の建物で区分所有登記されているものについては、小規模宅地等の対象となるのは被相続人の居住の用に供されていた部分に限られる。したがって、被相続人が単独名義で所有する場合及び共有名義で登記されている場合と比較し特例の適用を受ける範囲について差異が生ずる。１棟の建物で区分所有登記されている場合においても単独名義及び共有名義登記と同様に全体宅地についての適用を認めるべきである。ただし、集合住宅（マンション等）などで区分所有登記されている建物の取扱いについてはいわゆる二世帯住宅とは同居の実態が異なるため分けて考えるべきである。

＜事例１＞

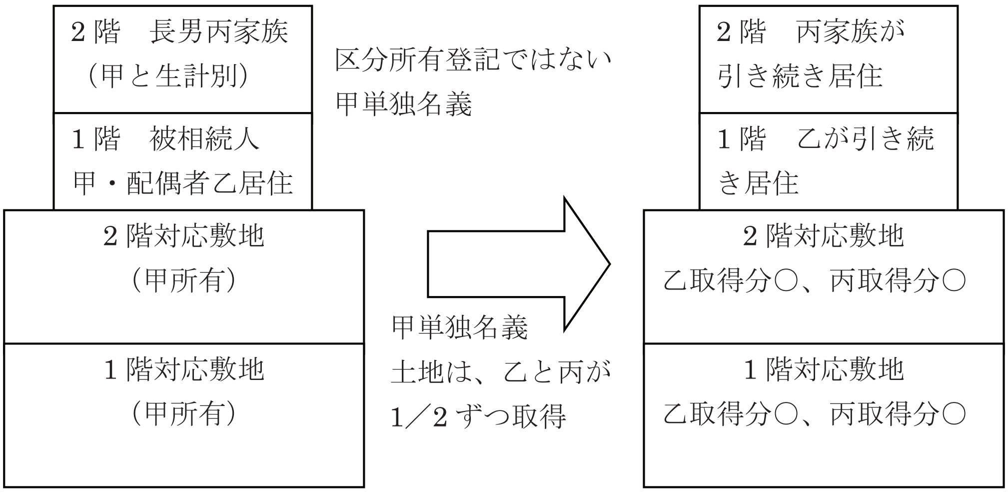

＜事例２＞

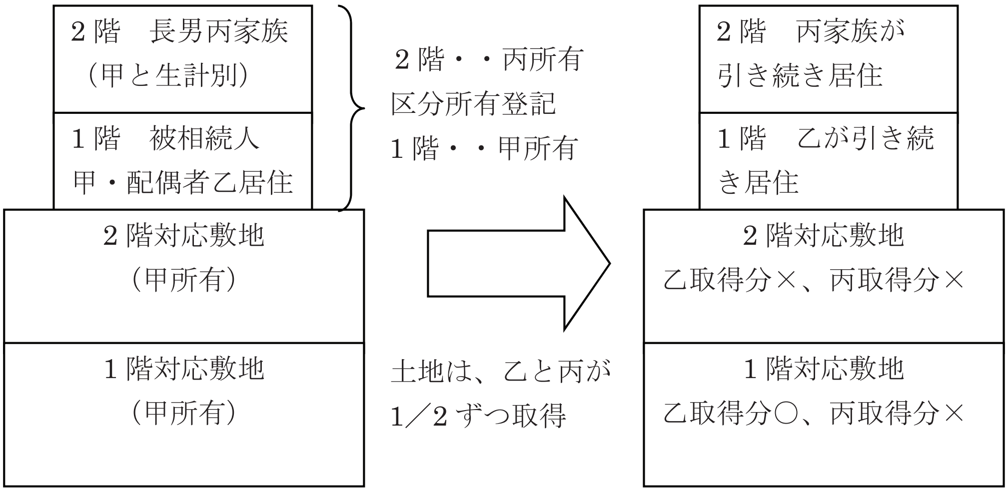

事例１と事例２では生活の実態は同じであるが登記の事実により小規模宅地等の減額の適用に差異があるため、区分所有登記がされていても同じ取扱いとなるように要望する。

21. 小規模宅地等の区分に被相続人と生前中に一定期間同居していた親族（いわゆる三世代同居等親族）が取得する場合の「生前同居居住用宅地等である小規模宅地等」を追加し、相続税の課税価格に算入すべき価額は同居期間に応じ 100 分の 20 未満の割合とすること。（措法 69 の４①、③二）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

これは、税制優遇というインセンティブにより世帯構造の変化を促し増加する社会保障費の抑制を実現するという内容の要望である。高齢社会の進展により介護給付費は年々増加し平成 25 年度累計では給付費ベースで約 8.5 兆円あり前年比では約 3,800 億円増加している。その中で 65 歳以上の世帯構造は単独世帯及び夫婦のみ世帯が年々増加し、三世代同居世帯は減少傾向にある。また三世代同居を実現している世帯の居宅サービス利用率は単独世帯より低いというデータがある。このことから、単独世帯の増加及び三世代同居世帯の減少は更なる介護給付費用増加要因となり得る。そのため、相続税優遇というインセンティブにより同居を希望する世帯に対し同居移行を促し介護給付費の抑制を実現する。社会の基本は「自助」にあることを踏まえ、家族の助け合いを正しく評価し税制に反映させるべきである。この要望の導入における税収減の見込額は 869.30 億円（平成 25 年税制改正施行前）であり介護給付費抑制見込額は 737.27 億円だが介護給付費の年々の増加を踏まえると数年で抑制額が減収額を上回ることが予測される。

22. 金銭による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。（相法 38 ①、41①、相令 12①、相令 17①、相基通 38－２、相基通 41－２）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

相続税の延納・物納の条件として金銭による納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税者の固有の財産もその判定の対象とされる。

しかし、相続税は、所得金額を課税標準とする所得税及び法人税とは異なり、取得した相続財産そのものを評価し、課税価格とする財産税の性質を有するため、本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、金銭による納付困難要件の判定においても、相続財産でその判定を行うべきであると考える。

さらに、平成 27 年から相続税の基礎控除が下がり、譲渡所得に係る相続税の取得費加算の制度が見直しされたことからも、金銭による納付困難要件の判定から、納税者固有の財産を除外すべきである。

23. 財産評価の基本的事項を法律に規定するとともに、公正な評価が行われるよう、税理士等の専門家の意見を幅広く聴取した上で、その方法及び手続を法定するなど整備をすること。また、その整備前であっても、現行の財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。（相法 22、26 の２、評通 179、185、186、189、204、205）（継続要望・一部修正）

（１）貸付金債権の評価

債務超過である会社への貸付金債権の評価について時価評価を認める。時価評価については、営業権評価における超過利益金額を準用する等の具体的な評価方法を明確にし、その会社の株価計算上は修正された借入金とする。

（２）取引相場のない株式の評価

取引相場のない株式の評価方式に係る純資産価額評価を改訂し、中会社及び小会社における類似業種比準価額方式を不採用とする。

【意見及び理由】

相続税等における財産評価は、課税標準に直接影響を及ぼすものであるにもかかわらず、評価方法は法令で定められていない。財産評価は租税法律主義に基づき、評価の基本的事項を法律本文で明確に定め、具体的な評価方法については政省令で明定すべきである。現行の評価通達のように評価の裁量権が国税庁長官にあるような実態は改めるべきである。

土地評価については、相続税法第 26 条の２（土地評価審議会）の規定があり、他の資産もより納税者の意見が反映される実効性のある手続として、公正な評価のための協議機関等の導入が必要である。

（１）貸付金債権の評価

原則として、元本の額で評価されることが規定されており、例外として課税時期において法的事由に該当する場合その他回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額を元本の価額に算入しないことが規定されている。しかし、実務的には回収不能額を算定することは難しく、額面額での評価となることが多い。したがって、相続税法第 22 条の時価評価の原点に戻り、時価評価を認めるべきである。具体的には、「元金の額」と「営業権の評価における超過利益金額（一部修正）の 10 倍」のいずれか少ない金額を評価額とする方法、評価会社が小会社である場合には、「元金の額」と「元金の額を負債と認識しない純資産価額（マイナスの場合はゼロ）から同元金の額を負債とした場合の純資産価額（マイナスの場合はゼロ）を控除した評価差額」のいずれか少ない金額を評価額とする方法等が考えられる。また、時価評価を認めることにより法人税法上（法令８①九）の債権額の時価により資本等の額が決定されるという内容との整合性も図れる。

（２）取引相場のない株式の評価

現行の問題点は大きく２つある。１つは株式の承継にかかる税負担が重いことである。現行の評価方式において、売上規模の大きい黒字企業では株を一括で相続等した場合に係る相続税額が会社の純資産価額に占める割合が 40%程度になるケースもあり、株式の円滑な承継を困難にしている。非上場会社の健全な承継のためには、その割合を一定割合以下に抑えるべきである。

もう１つは、類似業種比準価額が利益金額により大きく変動することである。利益金額が通常の利益からゼロになった場合の株価は大会社の場合では約80%減少する。また、利益金額ゼロの状態が２～３年以上継続し、比準要素数１の会社に該当した場合は株価が約３倍から７倍となることがあり、類似業種比準価額のみによる評価は毎年の利益金

額により株価が著しく変動し、安定的な事業承継を損ねる結果となっている。
以上の理由から、評価方式を純資産価額中心の方式に変更し、かつ、純資産価額方式により算定される株価を抑制すべく会社所有の事業用不動産及び固定資産に係る評価減適用等の次の改正を要望する。要望の副次的効果として、会社の設備投資促進等が期待できる。

1．純資産価額評価方式の改正（例示）
①事業用不動産（土地及び建物）の評価減（納税猶予制度との併用不可）、②事業用固定資産の評価減、③退職給付債務の計上、④営業権を評価しない。

2．類似業種比準価額方式について小会社及び中会社については廃止し、大会社については現行の取扱いと同様とする。

24．非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の事項を見直すこと。（継続要望）

（１）資産保有型会社の判定時期を現行の期間判定から、年に一度設定される報告基準日において判定する制度に改めること。（措法 70 の 7 ④九他）

【意見及び理由】
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度においては、判定対象期間中一の時点において資産保有型会社（総資産のうちに特定資産の占める割合が 100 分の 70 以上である会社をいう。）に該当すれば、納税猶予の期限が確定することとされている。
これは、例えば設備投資の為に銀行借入を行い遅滞なく対象設備を取得した場合にあっても、その借入直後において特定資産割合が 100 分の 70 以上となっていれば納税猶予の期限が確定することを意味するものであり、中小企業の資金計画を著しく阻害する内容となっている。

（２）資産保有型会社の判定における割合算定方法を見直すこと。（措法 70 の 7 ④九）

【意見及び理由】
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の対象とならない資産保有型会社については、その判定は総資産価額のうちに占める特定資産（現金・預貯金その他一定の資産）の価額の割合によるものとされている。
そのため、敷金・補償金や預託金などを受け入れる慣習のある業種などにおいては、その事業の実態性の有無に関わらず必然的に判定割合が高く算出されるという弊害が生じている。
したがって、敷金・預託金のようなその事業の性質上不可避的に発生する預かり金的性質を有する負債については、判定割合の算定上総資産の価額及び特定資産の価額から控除する制度に改めるべきである。

（３）贈与税の納税猶予が打切りとなった場合に、相続時精算課税制度の選択を可能とすること。（措法 70 の 7 他）

【意見及び理由】

本来の贈与税の課税関係においては、いわゆる暦年贈与と相続時精算課税贈与のいずれかを選択できる制度となっているところ、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における税額は暦年贈与により計算することとされており、猶予打切りとなった場合には当該税額を納付すべきこととなっている。

つまり、贈与時に納税猶予制度を選択することにより相続時精算課税制度の選択可能性を放棄することとなっており、これが贈与税の納税猶予制度の適用を躊躇する大きな要因となっている。

したがって、贈与時において相続時精算課税制度の適用要件を充足していることを前提に、贈与税の納税猶予制度が打ち切られた場合には相続時精算課税制度により算出した税額を納付し、同制度による課税関係に移行することを認めるべきである。

25. 相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。（継続要望）

（１）特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産２回課税を排除すること。（相法 21 の 17①、②）

【意見及び理由】

相続時精算課税適用者である子が特定贈与者である親より先に死亡するケースでは、その相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除く。）が被相続人の相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税の権利義務を法定相続分（特定贈与者を除く。）に応じて承継することになる。

これにより当該制度の適用対象となった贈与財産が子の死亡による相続税の課税対象となり、更に親の死亡時に同一財産が相続時精算課税の対象財産として親の死亡による相続税の対象となるケースもあり、２回課税の不合理が生じる。

また、子の死亡に伴う相続において、実際には財産を相続していない子の相続人についても特定贈与者である親の死亡による相続税においては、子に係る相続時精算課税の納税の権利義務を法定相続分に応じて承継する不合理も生じる。

したがって、これらの不合理が排除されるような規定に改めるべきである。

（２）相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。（措法 69 の４）

【意見及び理由】

相続時精算課税制度の適用を受けた宅地等については、当該規定により相続税の課税価格に算入されることとなっても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができないこととされている。そこで本来、当該制度の対象となる可能性のある事業用宅地や居住用宅地などを相続時精算課税の対象として生前贈与すること

は、特定贈与者及び受遺者にとって著しく不利であり、当該制度普及の妨げとなっている。
したがって、原則として相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすべきである。

26. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後５年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。（相法 32）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】
保証債務は、相続開始時において負担が確実なもの以外は、債務控除の対象とならないとされている（相法 14、相基通 14−３）。したがって、相続開始後に被相続人の保証債務の履行があり、求償権の行使ができない場合に、相続開始時に保証債務の負担が確実と認められない限り、救済できない。
そこで、少なくとも相続開始後５年以内に発生した保証債務の履行に対しては、当然相続税の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反し不合理である。

27. 相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除することとすること。（相法 13、14）（継続要望）

【意見及び理由】
民法第885条は、「相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。」とある。相続税の課税価格の計算には、遺言執行費用（民法第1021条）等、相続財産に関する費用も相続財産から控除できるよう改めるべきである。

【四. その他国税に関する事項】

28. 印紙税を廃止すること。（継続要望）

【意見及び理由】
印紙税は、経済取引により生じる経済的利益に担税力を求め課税する間接税に近い流通税であるといわれている。これは文書課税ともいわれるように、経済取引において作成される課税事項が記載された文書に対して課税されるものである。
現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

【五．地方税に関する事項】

29．少額配当に係る非課税措置を復活すること。（旧地法令附則４）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

平成 15 年度税制改正において、支払いを受ける配当金額が５万円以下（年１回決算の場合には 10 万円以下）のいわゆる少額配当に対しての個人住民税につき、平成 16 年度の個人住民税から非課税措置は廃止された。

上場株式について申告は選択性であるが、非上場株式については少額配当であっても住民税のみの申告を要することとなった。申告も懈怠しがちであるが、課税捕捉も困難と予想される。

したがって、非上場株式配当については、従来の少額配当についての住民税非課税措置を復活すべきである。

30．個人事業税について青色申告特別控除を認め事業主控除額を引き上げること。また､対象事業の見直しを図ること。（地法 72 の 49 の 14、同 72 の２）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

個人事業税は所得税を土台に算定され、また、青色申告特別控除の趣旨には青色申告制度の普及及び奨励があるので、個人事業税においても所得税及び個人住民税で認めている青色申告特別控除を認めるべきである。

個人事業税の事業主控除は、平成 11 年度の税制改正で 290 万円に引き上げられたが、平成 26 年分の民間給与平均額は、415 万円（国税庁の平成 26 年分民間給与の実態）となっている。したがって、給与所得者の平均給与額と乖離しないよう見直す必要があり、事業主控除額を同程度に引き上げるべきである。

また、個人事業税の課税対象事業を限定すべきでない。

31．不動産取得税の課税要件の見直しを図ること。（地法 73 の７）（継続要望）

【意見及び理由】

不動産取得税は、不動産の取得の事実に着目して課税される税とされている。不動産の所有の事実に着目して課税する固定資産税とは異なるが、一般的には取得者は、所有者であり、不動産取得税と固定資産税の納税者は同一といえる。

しかし、取得原因となる売買、贈与等が裁判等により所有権の移転が無効となった場合には、所有権は実際には移転しないのであるから、不動産取得税の課税要件は成立しないことになる。

第三者のためにする契約では不動産取得税を課税していないこともあり一定期間内に相当な理由によって所有権の移転が取り消された場合には、不動産取得税の課税を取り消すべきである。

32. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また、30 万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。（地法 351）（継続要望）

【意見及び理由】

固定資産税は免税点制度として、同一市町村ごとに土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円と定めている。

現在の固定資産の評価方法による固定資産税の負担は重く、負担の軽減を図るために免税点制度を基礎控除制度に改めるべきである。具体的には、土地及び家屋は 100 万円、償却資産は 300 万円程度に引き上げるべきである。

また、租税特別措置法で定めている 30 万円未満の少額資産については、法人税及び所得税で費用化を認めていることから、固定資産税においても同様とすべきである。

33. 土地、家屋の評価方法の見直しを図ること。（地法 349）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

土地の評価は、地価公示価格の７割評価額とする評価基準を基に負担調整率を採用し課税標準額を決めている。

家屋については再建築価格を基準とし、経年減点補正率をもって評価をしているが、土地、家屋とも評価時期は原則として３年ごとに評価を行い、価格を決定している。

時価の下落が続いている中では、実際の取引価格との格差は大きく、時価を反映しない負担調整率、経年減点補正率による課税標準の決定は、固定資産税の過大な負担をもたらすものであり、国民の理解は得られない。

したがって、固定資産税に対する国民的関心を踏まえ、また、租税法律主義の観点等から、現行の固定資産評価制度の抜本的改革を図り、固定資産税評価額決定のあり方、評価方法及び評価の時期を検討し、見直すべきである。

なお、耕作放棄地については、平成 28 年度税制改正で手当されている。

34. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること。（地法 349 の２、350、351）（継続要望）

【意見及び理由】

平成 19 年度の税制改正において、減価償却制度が改正され、平成 19 年４月１日以降取得した減価償却資産については償却可能限度額及び残存価額が廃止され、平成 19 年３月 31 日以前に取得した減価償却資産については前事業年度までの各事業年度においてした減価償却費の累積額が、取得価額の 95%相当額まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度（平成 19 年４月１日以後に開始する事業年度に限られる。）以後において、残存簿価を５年間で均等償却計算した金額を償却限度額として償却を行い、それぞれ残存簿価１円まで償却できるようになった。一方、固定資産税の償却資産については、現行の評価方法（最低評価額５%）を維持することとされている。しかし、実態としては、耐用年数を経過した資産は残存価値が概ね無くなったと考えるべきであり、むしろ、

廃棄のための費用負担を考慮するとマイナス価値とも考えられる。したがって、償却資産の課税標準額算定にあたっては、残存簿価１円まで償却を進めて評価すべきである。

【六. 納税環境整備に関する事項】

35. マイナンバー制度に関する事項

（１）マイナンバーの記載誤りについて、補正制度を導入すること。（継続要望）

【意見及び理由】
配偶者控除や扶養控除等の人的控除の適用にマイナンバーの記載が義務付けられることになるとしても、単純な番号の記載誤りによって控除が否認されることは納税者にとって酷であるので、番号記載を控除の要件とせず、補正制度を導入するなどして、善意の納税者に不利益な取扱いとならないようにすべきである。

（２）マイナンバー制度に関係する命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。（継続要望）

【意見及び理由】
マイナンバー制度に関係する政省令や通達などの命令等を制定する際は、税務行政に関する事項を定めようとするときであっても、例外なくパブリック・コメントを実施すべきである。

（３）法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。（番号法58）（新規要望）

【意見及び理由】
法人番号は、個人番号と異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく、人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏えいのリスク回避と利便性の向上のためには、個人事業主も法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

（４）税務代理人による本人確認は、税務代理人が提供先に対してするのではなく、税務代理人が本人に対してすれば足りることとすること。（番号令12②）（新規要望）

【意見及び理由】
税理士が代理人として納税者の個人番号を税務署等に提出する際は、番号法上の本人確認のために、納税者本人の番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）を提出しなければならない。しかし、税理士が個人番号の記入を要する税務書類を作成する際には、（番号法上の本人確認の要否に関わらず事実上）番号確認を当然にすることになる。税理士は、

税務代理、税務書類の作成等を業とする唯一の国家資格であり、その社会的信用度は、税理士法の諸規定により担保されている。したがって、税理士が、依頼者の個人番号を記載した税務書類を税務署等に提出する際には、税理士により番号確認は完了しているものと考え、本人の番号確認書類の提出は不要とすべきである。

36. 国税通則法第１条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（国通法１）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

平成 23 年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第 1 条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた本会としては、遺憾である。

「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とする平成 23 年度税制改正法附則第 106 条（注）の趣旨を踏まえ、早急に国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定すべきである。

なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、一般法たる行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリック・コメントを実施する等、国民（納税者）の十分な参加と監視が不可欠である。

（注）この条項は三党合意にもとづき挿入されたものであるから、政権交代を経ても当然に遵守されるべきである。

37. 税務調査手続に関する事項

（１）反面調査の通知義務及び制限規定を定めること。（国通法 74 の９）（継続要望）

【意見及び理由】

反面調査の権限は、調査担当職員に対して、質問検査権が付与されているものとして解釈されている。反面調査の目的は、取引先や金融機関等（以下「取引先等」という。）から、当該職員が税務調査の対象となっている納税者の取引に関する証拠資料等の情報を収集することである。しかし、反面調査に制限が存しない場合には、納税者は取引先等との信頼関係が失墜するおそれもある。

したがって、反面調査は、納税者に対する調査を行った場合において、取引の実態が把握できなかったとき、納税者が調査に非協力的だったとき、その他これらに類するやむを

得ない事情があるときに制限し、納税者の理解を求めて、当該取引先等に対して取引の状況を確認することができるとすべきである。さらに、調査の事前通知に定める規定（国通法 74 の９）の適用を法令上明確に定める必要がある。

（２）事前通知を要しない調査であった場合における当該理由の通知規定を定めること。
（国通法 74 の 10）（継続要望）

【意見及び理由】
調査担当職員が保有する情報等によっては、事前通知を行わずに税務調査を実施することを認めている。この事前通知を行わずに調査を行う理由としては、「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれがある」、又は「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と規定している。

しかし、事前通知がなく調査が実施された場合には、当該判断した内容を納税者に通知することにより、手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促し、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点及び税務行政庁の納税者に対する説明責任を強化することに繋がるものと考えられる。したがって、事前通知を要しない調査であった場合における当該理由の通知規定を法定化すべきである。

38.「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すること。（継続要望）

【意見及び理由】
我が国では、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模な震災がいつ発生してもおかしくない状況にある。災害の復旧・復興には迅速性が要求されるため、災害が発生する度に震災特例法等の救済法の立法手続きを行うのではなく、「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すべきであると考える。

39. 申告書等の閲覧時のコピーの交付等を認めること。（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】
平成 26 年６月に行政不服審査法の全部改正に併せて国税通則法の不服審査に係る規定も全面的に見直されたが（平成 28 年４月施行）、かかる改正において、一般に謄写により新たにマスキング等の措置が必要とないことを踏まえれば、謄写を認めることにより行政庁の事務遂行に著しい支障が生ずるとまではいえないとの考えにより、利用しやすい制度とする観点から、証拠書類等の閲覧の際に謄写（当該書類の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）も認めることとされた（国通法 97 の３①）。現在、税務署での申告書等の閲覧の際のコピーの交付等（コピーの交付、カメラ撮影、スキャナによる読み取り）は、原則として実施されていないが、上記の国税通則法改正の趣旨に鑑みて、税務署での申告書等の閲覧の際においてもコピーの交付等を認めることとすべきである。